

11 議案第10号関係

(1)おいらせ町みなくる館条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 町民の教育文化を高揚し、郷土を担う人材育成を通じて、特色ある地域文化を育成し、創造するため、みなくる館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 おいらせ町みなくる館（以下「みなくる館」という。）の管理は、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。</p> <p>(利用の許可及び条件)</p> <p>第4条 みなくる館を利用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、みなくる館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その利用について条件を付することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、みなくる館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。</p> <p>(1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設、設備等を損傷し、又は汚損及び紛失のおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) みなくる館の管理に支障があると認めるとき。</p> <p>(4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(5) その他教育委員会が不適當と認めるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、みなくる</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 町民の教育文化を高揚し、郷土を担う人材育成を通じて、特色ある地域文化を育成し、創造するため、みなくる館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 おいらせ町みなくる館（以下「みなくる館」という。）の管理は、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。</p> <p>(利用の許可及び条件)</p> <p>第4条 みなくる館を利用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、みなくる館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その利用について条件を付することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、みなくる館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。</p> <p>(1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設、設備等を損傷し、又は汚損及び紛失のおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) みなくる館の管理に支障があると認めるとき。</p> <p>(4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(5) その他教育委員会が不適當と認めるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、みなくる</p>

改正案	現行
<p>館の利用条件を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 利用許可の目的以外に使用したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項に掲げるもののほか、災害その他の事故により、みなくる館の利用ができなくなったときは、利用条件を変更し、又は停止若しくは利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>3 町は、前項の場合において生じた損害に対して、賠償の責任を負わない。</p> <p>(特別の設備等)</p> <p>第7条 みなくる館の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、みなくる館の利用に当たって、特別な設備を設け、又は特殊な物品等を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第8条 利用者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則並びに教育委員会の指示に従わなければならない。</p> <p>2 利用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 みなくる館の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の使用料は、町納入通知書により納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 教育委員会は、公益上特に必要があると認められたときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第11条 利用者は、みなくる館の利用が終</p>	<p>館の利用条件を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 利用許可の目的以外に使用したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項に掲げるもののほか、災害その他の事故により、みなくる館の利用ができなくなったときは、利用条件を変更し、又は停止若しくは利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>3 町は、前項の場合において生じた損害に対して、賠償の責任を負わない。</p> <p>(特別の設備等)</p> <p>第7条 みなくる館の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、みなくる館の利用に当たって、特別な設備を設け、又は特殊な物品等を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第8条 利用者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則並びに教育委員会の指示に従わなければならない。</p> <p>2 利用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 みなくる館の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の使用料は、町納入通知書により納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 教育委員会は、公益上特に必要があると認められたときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第11条 利用者は、みなくる館の利用が終</p>

改正案	現行
<p>わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状を復さなければならない。</p> <p>2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が利用者に代わってこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。 (損害賠償の義務)</p> <p>第12条 みなくる館の施設、設備又は器具類を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従ってこれを修復し、又はそれによって生じた損失を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。 (指定管理者による管理)</p> <p>第13条 みなくる館の管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第168号)により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。 (指定管理者の業務)</p> <p>第14条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) みなくる館の使用許可に関する業務</p> <p>(2) みなくる館の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) その他教育委員会が必要と認める業務 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第15条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会が定めるところに従い、みなくる館の管理を行わなければならない。</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p><u>第16条 利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>3 利用料金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項の規定により当該指定管理者の収入として収受さ</u></p>	<p>わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状を復さなければならない。</p> <p>2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が利用者に代わってこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。 (損害賠償の義務)</p> <p>第12条 みなくる館の施設、設備又は器具類を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従ってこれを修復し、又はそれによって生じた損失を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。 (指定管理者による管理)</p> <p>第13条 みなくる館の管理運営に関する業務の全部又は一部をおいらせ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第168号)により指定された指定管理者にこれを代行させることができる。 (指定管理者の業務)</p> <p>第14条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) みなくる館の使用許可に関する業務</p> <p>(2) みなくる館の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) その他教育委員会が必要と認める業務 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第15条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会が定めるところに従い、みなくる館の管理を行わなければならない。</p>

改 正 案	現 行																																																		
<p><u>せるものとする。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第17条 第13条の規定により指定管理者に管理及び運営を行わせる場合において、この条例中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p><u>2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。</u></p> <p>別表（第9条関係） おいらせ町みなくる館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="3">貸切りの場合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">興行に類さないもの</th> <th rowspan="2">興行又はこれに類する場合</th> </tr> <tr> <th>入場料を徴収しない場合</th> <th>入場料を徴収する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みなくるホール</td> <td>1時間</td> <td>2,100円</td> <td>4,190円</td> <td>8,380円</td> </tr> <tr> <td>なんでも創作室及びよろず工房</td> <td>1時間</td> <td>520円</td> <td>730円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1時間</td> <td>520円</td> <td>730円</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	貸切りの場合			興行に類さないもの		興行又はこれに類する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	みなくるホール	1時間	2,100円	4,190円	8,380円	なんでも創作室及びよろず工房	1時間	520円	730円	2,100円	和室	1時間	520円	730円	2,100円	<p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>別表（第9条関係） おいらせ町みなくる館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="3">貸切りの場合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">興行に類さないもの</th> <th rowspan="2">興行又はこれに類する場合</th> </tr> <tr> <th>入場料を徴収しない場合</th> <th>入場料を徴収する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みなくるホール</td> <td>1時間</td> <td>2,100円</td> <td>4,190円</td> <td>8,380円</td> </tr> <tr> <td>なんでも創作室及びよろず工房</td> <td>1時間</td> <td>520円</td> <td>730円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1時間</td> <td>520円</td> <td>730円</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	貸切りの場合			興行に類さないもの		興行又はこれに類する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	みなくるホール	1時間	2,100円	4,190円	8,380円	なんでも創作室及びよろず工房	1時間	520円	730円	2,100円	和室	1時間	520円	730円	2,100円
区分			単位	貸切りの場合																																															
				興行に類さないもの		興行又はこれに類する場合																																													
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合																																																	
みなくるホール	1時間	2,100円	4,190円	8,380円																																															
なんでも創作室及びよろず工房	1時間	520円	730円	2,100円																																															
和室	1時間	520円	730円	2,100円																																															
区分	単位	貸切りの場合																																																	
		興行に類さないもの		興行又はこれに類する場合																																															
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合																																																
みなくるホール	1時間	2,100円	4,190円	8,380円																																															
なんでも創作室及びよろず工房	1時間	520円	730円	2,100円																																															
和室	1時間	520円	730円	2,100円																																															